## インターネット運用規程

#### 第1条 (目的)

本規程は児童の情報活用能力を育て、本校の教育活動の振興を図るため、インターネットの取扱いについて必要事項を定めることを目的とする。

# 第2条 (利用目的)

インターネットの利用目的を,原則として次の通りとする。

- 1 インターネット上に公開されているホームページなどからの情報収集
- 2 ホームページの作成及び発信
- 3 電子メールの送受信
- 4 ソフトウエアの検索及びダウンロード
- 5 テレビ会議やチャット等による交流活動

#### 第3条 (留意事項)

本校においてインターネットを取扱うにあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 児童の意見等をホームページ及び電子メール等で発信する際は、教育上の効果が認められる場合に発信するものとする。
- 2 教育上有害な情報の取扱いについては特に留意し、指導の徹底を図ると共に有害な情報に 接続できないように工夫する。
- 3 児童等の個人情報を保護する。
- 4 法令等を遵守すると共に、法令等に記されている権利を行使する。
- 5 個人的な情報発信や営利目的の利用など、本校の教育目的からはずれた利用は行わない。

### 第4条 (インターネット運営委員会)

校長の諮問機関としてインターネット運営委員会(以下運営委員会と略記)を置く。

- 1 インターネット運営委員会は、原則として本校運営委員会の委員及び情報教育主任で構成する。
- 2 インターネット運営委員会では、次の事項を協議する。
- (1) インターネットの取扱いに係る事項
- (2) 公開情報等の審議
- (3) その他インターネットに係る事項

### 第5条 (個人情報の定義及び保護)

- 1 児童等の個人情報とは、児童等個人が特定できる情報(氏名,住所,電話番号,個人写真 所属,出席番号等)をいう。
- 2 インターネットによる情報発信にあたっては、児童等の個人情報の保護のため、次の事項 に留意しなければならない。
- (1) みだりに個人情報を発信してはならない。
- (2) インターネットに個人情報を発信する際は、児童本人及び保護者の確認をとらなければならない。その際、インターネットによる発信の意義と共に発信に係る危険について周知を図るものとする。
- (3) 本人及び保護者から発信内容の訂正や取り消しの要請を受けたときは、速やかに発信内容を変更し、インターネット運営委員会に報告するものとする。
- (4) 教育委員会、その他の組織や団体あるいは個人から発信内容に関する指摘を受けた場合は、インターネット運営委員会で協議し、適切な処理等を行うものとする。

### 第6条 (発信内容の公開)

発信しているインターネット情報は、保護者から要請があれば公開するものとする。

#### 第7条 (情報の登録、更新、抹消)

インターネットにおける情報の登録、更新、管理、削除等については別に定める。

付則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。